別記第八十二号様式（第百九十七条第二項において読み替えて準用する第百十九条第一項関係）

特定試験業務の種別の変更承認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで特定複合観光施設区域整備法第165条第１項の確認を受けた確認特定試験業務従事者の従事する特定試験業務の種別について、変更をしたいので、同条第２項において準用する同法第118条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏　　名	確認番号	変更前の特定試験業務の種別	変更後の特定試験業務の種別	変更後の特定試験業務に従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「変更前の特定試験業務の種別」及び「変更後の特定試験業務の種別」の欄には、法第165条第１項各号に掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第八十三号様式（第二百三条第一項関係）

入場料徴収義務者証

カジノ事業者名

住所

上記カジノ事業者は特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第178条の規定により入場料を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する。

年　　月　　日

カジノ管理委員会

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第八十四号様式（第二百三条第一項関係）

認定都道府県等入場料徴収義務者証

カジノ事業者名

住所

上記カジノ事業者は特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第178条の規定により認定都道府県等入場料を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する。

年　　月　　日

認定都道府県等名

（日本産業規格Ａ列４番）

○カジノ管理委員会規則第二号

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（令和三年政令第二百七号）第一条第一項第一号イ及びロ並びに第四項、第二条ただし書並びに第三条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則を次のように定める。

令和三年七月十六日　　カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則

（試験項目及び試験項目別費用額）

第一条　特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（以下「令」という。）第一条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定める項目は、電磁的カジノ関連機器等の種別ごとに別表試験項目の欄に掲げるものとする。

２　令第一条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定める額は、電磁的カジノ関連機器等の種別ごとに別表試験項目の欄に掲げる試験項目に応じ、それぞれ同表試験項目別費用額の欄に定める額とする。

（令第一条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等）

第二条　令第一条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等は、電子さいころシェーカーとする。

（旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目）

第三条　令第一条第三項の旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、次に掲げるところによるものとする。

一　検定のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第二項第六号の在勤官署の所在地については、東京都港区虎ノ門四丁目三番一号とすること。

二　設備等審査を実施する日数については、二日とすること。

三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。

四　内閣総理大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整にかかる支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

五　当該出張に係る旅行日数については、第二号に規定する設備等審査を実施する日数に当該設備等審査を実施する地に往復するのに要する日数を加えた日数とすること。

（手数料の納付）

第四条　令第二条ただし書のカジノ管理委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる電磁的カジノ関連機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を納付する場合及び令第一条第三項のカジノ規定により加える手数料を納付する場合とする。

一　電子ゲームシステム　別表一の項試験項目の欄24の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

二　電子テーブルゲームシステム　別表二の項試験項目の欄23の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム　別表三の項試験項目の欄20の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

四　クライアントサーバゲームシステム　別表四の項試験項目の欄34の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

五　プログレッシブシステム　別表五の項試験項目の欄６の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

（令第三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等）

第五条　令第三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等は、電子さいころシェーカーとする。

附　則

この規則は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。